

伊勢市議会の申し合わせ事項

●議会運営委員会及び各派代表者会議について (…所管事項の範囲、相互の関係等)

協議及び諮問の範囲について、議会運営委員会、代表者会議いずれの所管に属するか判明しない場合は、議長の裁量で所管を決定することができる。

また、定例会会期中に代表者会議の所管事項であっても、議長の判断で代表者会議を開かず、議会運営委員会で処理することができるものとする。

なお、改選後において議会運営委員会の決定に至るまでは、議会運営委員会の所管に属することであっても代表者会議において取り扱うものとする。

◎議会運営委員会

1 協議及び諮問の範囲

- ・本会議の議事運営（会期日程、説明員、議事日程、質問等）
- ・議会会議規則、委員会条例等の作成
- ・議員提出議案（条例、意見書、要望、決議）の扱い
- ・請願の取り扱い
- ・議員の発言に関すること。
- ・議員の辞職
- ・議席について
- ・常任・特別委員会の構成について
- ・本会議の議決を要する市提案人事について
- ・議場内施設の改善
- ・その他議会運営に関すること。

◎代表者会議

1 構成 代表者会議は各会派の代表者をもって構成する。

2 招集 代表者会議は議長が招集する。

3 協議及び諮問の範囲

- ・会派に関すること。
- ・議会が行う行事及び慶弔について
- ・市及び関係団体の行う行事について
- ・議会三役人事について
- ・各種委員及び議員の人事について
- ・議会費の予算編成について
- ・新人議員研修について
- ・政務調査費、報酬等について
- ・議員定数に関することについて
- ・議会の情報公開について
- ・議会内部の対策委員会等に関することについて

- ・各種審議会委員の推薦について
- ・議員控室に関することについて
- ・議長会の行事について
- ・海外行政視察について
- ・その他の会派の連絡調整について

(各派代表者会議H18.01.11決定)

●議会運営委員会の所管事項

◎閉会中の常任委員会の活動

付託を受けた事件がある場合を除き、閉会中に原則として常任委員会は開かない。ただし、やむを得ない場合は常任委員会協議会を開会することとするが、この場合、結論を出すべきものでなく、意見を聞きおく程度とする。

◎常任委員会の所属に属する事務の調査について

- ・委員会固有の機能として調査活動できることであって、委員会の席上、委員個人の自由意思で随意調査することは許されない。
- ・委員会の調査とは、単に調査のための調査ということではなく、議案（条例、意見書等）の立案ということを目的として所管事務の調査とする。

◎請願

- ・紹介議員は、議会運営委員会に出席し、説明しなければならない。ただし、紹介議員が複数の場合は、紹介議員の話し合いで代表1名が出席することとする。
- ・当議会に上程する請願の提出日は、議会運営委員会開催日前日の正午までとする。ただし、緊急を要する場合は、議会運営委員会で協議することとする。なお、臨時会にあつては、招集告示に間に合う日までとする。

◎陳情

- ・原則として本会議に諮らず、議長と関係常任委員長において協議の上、必要あるものについてののみ、委員会協議会で審査をすることができる。その結果については、本会議に報告をすることができる。
- ・陳情については、すべて定例会最終日に写しを配布することにとどめる。

◎議会運営委員会への副議長の出席について

議員の任期中、委員外議員として副議長の出席を求めることとする。

◎議長の常任委員会辞退について

議長は、総務政策委員会委員に就任後、その立場に鑑み委員を辞退するものとし、総務政策委員会は1名欠員で運営する。

(各派代表者会議H18年1月11日決定)

◎代表質問について

3名以上構成の会派の議員でなければ、できないものとする。

(議会運営委員会平成19年1月16日決定)

◎一問一答方式・持ち時間制について

本会議における議案質疑・一般質問について、初回の質疑・質問は登壇し総括して行い、再質疑・再質問からは自席にて一問一答で行うものとする。また、時間については答弁を含め60分以内とする。

(議会運営委員会平成20年2月20日決定)

●各派代表者会議の所管事項

◎各種委員会・審議会等への議員の就任について

法律に定めのあるもののみにとどめ、条例、規則、要綱等で市独自に定められたものについては推薦しないこととする。

◎会派の要件等

- ・ 3名以上構成の会派を交渉団体である会派として認める。
- ・ 合議体としての要件を欠く会派のオブザーバー参加を認め、各派代表者会議の同意を得て、意見を述べるができるが、表決権はないものとする。
- ・ 全員協議会で設置の特別委員会には、2名以下の会派については当該会派構成議員数を合算し、それを1会派とみなし、比例配分のうえ、選任は当該会派で協議をする。

(各派代表者会議H18年1月11日決定)

◎夏季（6月1日～9月30日）の会議における服装について

会議名	議 員	市 当 局	
本会議 全員協議会	上着 ネクタイ着用	三役、病院事業管理者・教育長・消防長	上着 ネクタイ着用
		上記以外	カッターシャツ ネクタイ着用
予算・決算 特別委員会	カッターシャツ ネクタイ着用	三役、病院事業管理者・教育長・消防長	カッターシャツ ネクタイ着用
		上記以外	カッターシャツ ネクタイ着用
他の委員会 委員協議会	カッターシャツ ネクタイ着用せず	三役、病院事業管理者・教育長・消防長	カッターシャツ ネクタイ着用せず
		上記以外	カッターシャツ ネクタイ着用せず

(各派代表者会議平成18年6月6日決定)

※平成18年の地方自治法の改正により表中の「三役」は、「市長、副市長」に読み替え

- ・ 「他の委員会 委員協議会」における服装について、本会議開催日は、上着、ネクタイ着用でも可とする。

(各派代表者会議平成18年6月21日決定)

◎議員の政治倫理について

市からの報償費等が個人に直接交付され、かつ、団体等の執行権を持つ役職（代表・副代表等）への就任はしないことを大前提とし、それ以外については本人の判断に委ねる。

なお、現に役職等に就任中の場合は、諸事情に鑑み、その任期に限り在任を可能とすること。

（各派代表者会議平成20年4月10日決定）